

宮城県監査委員告示第 9 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成16年12月28日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉

宮城県監査委員 中 沢 幸 男

宮城県監査委員 阿 部 徹

宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成16年8月24日

2 通知のあった日

平成16年12月1日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 企業局総務課

監査委員の報告の内容

仙台港国際ビジネスサポートセンターのオフィスエリアにおける入居率の向上については努力が認められるものの、なお、入居率が低いことから引き続き対策を講じる必要がある。

措置の内容

当施設の設置目的に鑑み、市場調査等に基づき輸出入関連企業団体等のリストアップを行う。その上で優先順位の高い企業団体から入居誘致活動を行うこととした。

(2) 病院局県立病院課

監査委員の報告の内容

各病院において過年度分の入院収益等未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金発生防止のための実効ある方策を検討する必要がある。

措置の内容

各病院に配置した医事業務嘱託員の効率的活用、医師等の院内関係部門との連携強化及び病院事業未収金取扱要領に基づく処理の徹底を図り、収納促進と発生防止に努めることとした。